

“まちづくり”の主演は、町民の皆さんです！

『安平町まちづくり基本条例』

広報あびら9月号から連載として紹介している「安平町まちづくり基本条例」。

9月号では、まちづくり基本条例とは何か、その概要について紹介しました。

今月号では、「前文」「第1章総則」「第2章情報の公開と共有」について、ポイントを絞って紹介します。

前文 【条例の理念と原則】

私たちは、北から南へと清流あびら川に沿い、広大な自然と実り豊かな大地に抱かれ、農業・酪農・鉄道が融合したまちとして発展し、住み良い自然環境と交通の利便性を享受しながら、健康的で快適な暮らしを営んでいる安平町の町民です。

前文は、町の地域特性や成り立ち、これまでの発展の経緯がわかるようになっているのね



僕らが目指すまち。
へえ～将来像も書いてある



私たちが自治の主演として、自らの責任において主体的に考え積極的に行政に参加すること。そして、私たちの目指すまちを定めています。

- ◆町民一人ひとりが夢を育むまち
- ◆明るく笑顔が広がる安全安心なまち
- ◆すべての福祉のために支え合うまち
- ◆生涯学習を推進し人権を尊重するまち
- ◆文化を育み心豊かに暮らすまち
- ◆のどかな住環境を未来のこどもに引継ぐまち

第1章 総則 【条例の理念と原則】

この章では、条例の目的、用語の定義とともに、前文の将来像をより具体的な表現として、まちづくり基本条例の基本的な理念と原則について規定しています。

安平町として本条例が「まちづくりの基本」となり、そして町政運営における最高規範の条例であり町の憲法的存在として位置づけられることを規定しています。

私たちのまちづくりは、この基本理念と基本原則に基づいて進められているってことね

- ・情報の公開と共有を図ること。
- ・町民参画の権利と責任を明らかにすること。
- ・協働と連携の仕組みを築いていくこと。
- ・まちづくりの主演である町民のほか、町・職員・議会の責務などを明らかにすること。
- ・生涯学習社会の実現を図ること。



「参画」とか「協働」って何度も出てくるけど、どういう意味なんだろう？



『参画』

町の政策の企画・立案・実施・評価の各段階に、町民が主体となって参加して関わることです。

『協働』

町民・議会・町がそれぞれ果たすべき役割と責任を持って、対等の立場で公共を支えあい、地域社会の発展に取り組むことです。